



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

電子帳簿保存法の改正

1. はじめに
2. 電子帳簿保存法の概要
3. 電子帳簿保存法の改正点

公認会計士 田上 熊野

1. はじめに

2021年の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「電子帳簿保存法」といいます。)」の改正が行われ2022年1月1日から施行されることになりました。

しかし、当該施行期限までに企業等の対応が間に合わないとの意見があり、一部の条文については、2023年12月31日まで、やむを得ない事情があると税務署長が認める等の場合には、電子帳簿保存法の保存要件の適用を宥恕することとされました。

以下では、電子帳簿保存法の主な概要と改正点を解説します。

2. 電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法は、納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担の軽減等を図るために、その電磁的記録等による保存等を容認しようとするものです。他方で、国税関係帳簿書類は納税者の申告納税の基礎をなすものであることに鑑み、適正な課税のために、一定の要件に従った形で、電磁的記録等の保存等を行うことが条件とされています。

電子帳簿保存法では、主に以下の3項目について保存要件が定められています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2021

- (1) 国税関係帳簿(電子帳簿保存)
- (2) 国税関係書類(スキャナ保存)
- (3) 電子取引の取引情報

電子帳簿保存制度は主に、電子帳簿保存法、同施行令、同施行規則の他に、国税庁が定める取扱通達(解説を含む)、一問一答(いわゆる Q&A)によって定められています。

電子帳簿保存法	電子帳簿保存法施行規則
第4条1項(国税関係帳簿)	第2条2項1号~3号
第4条2項(国税関係書類)	第2条6項1号~7号
第4条3項(スキャナ保存)	
第7条(電子取引)	第4条1項

以下では、それぞれの原則的な取扱いについて記載します。

(1) 国税関係帳簿(電子帳簿)

要件	根拠条文
① 電子計算機処理システムの操作説明書等の備付け	施行規則 2条2項1号
② ディスプレイでの整然・明瞭な状態での速やかな出力	施行規則 2条2項2号
③ 税務職員の求めに応じてのデータの提供	施行規則 2条2項3号

国税関係帳簿とは、国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿とされ、具体的には、仕訳帳や総勘定元帳が挙げられます。

① 電子計算機処理システムの操作説明書等の備付け

電磁的記録等による保存を行うため、その利用する電子計算処理システムに関して、以下の文書を備え付ける必要があります。

- 1) システムの概要を記載した書類(一般的なパッケージソフトであれば不要)
- 2) システムの開発に際して作成した書類(一般的なパッケージソフトであれば不要)
- 3) システムの操作説明書
- 4) 電磁的記録等による保存等に関する事務手続を明らかにした書類

② ディスプレイでの整然・明瞭な状態での速やかな出力

ディスプレイやプリンタ等を用意し、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態で出力することができるようしておく必要があります。

ディスプレイやプリンタの性能や設置台数等に要件は定められていませんが、税務調査の際に使用できるように準備しておく必要があります。

③ 税務職員の求めに応じてのデータの提供

税務職員から提示又は提出の要求があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じられる必要があります。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2021

(2) 国税関係書類(スキャナ保存文書)

要件	根拠条文
① 一定期限内の入力	施行規則 2 条 6 項 1 号
② 一定水準以上の解像度と階調	施行規則 2 条 6 項 2 号イ
③ タイムスタンプの付与	施行規則 2 条 6 項 2 号ロ
④ 解像度及び階調、大きさ情報の保存	施行規則 2 条 6 項 2 号ハ
⑤ 訂正・削除データが確認できること	施行規則 2 条 6 項 2 号ニ
⑥ 入力者又は監督者の情報が確認できること	施行規則 2 条 6 項 3 号
⑦ 国税関係帳簿との関連性が相互に確認できること	施行規則 2 条 6 項 4 号
⑧ ディスプレイ等の備付けと整然・明瞭な出力	施行規則 2 条 6 項 5 号
⑨ 日付、取引金額、取引先等を条件とした検索	施行規則 2 条 6 項 6 号
⑩ 電子計算機処理システムの操作説明書等の備付け	施行規則 2 条 6 項 7 号 (施行規則 2 条 2 項 1 号)

国税関係書類とは、国税に関する法律の規定により保存をしなければならないこととされている書類とされ、具体的には、契約書や発注書、納品書、請求書等が挙げられます。

①一定期限内の入力

国税関係書類の作成又は受領後おおむね 7 営業日以内、又は、業務の処理に係る通常の期間(最長 2 か月)を経過した後おおむね 7 営業日以内のいずれかの方法により入力する必要があります。

②一定水準以上の解像度と階調

200dpi 以上の解像度と 256 階調以上での読み取りが必要になります。なお、「スキャナ」は、いわゆるスキャナ(原稿台と一体となったもの)に限らず、要件を満たすものであれば、デジタルカメラやスマートフォンも含まれています。

③タイムスタンプの付与

タイムスタンプとは、タイムスタンプの刻印されている時刻にその電子文書が存在していたことと、その時刻以降、当該文書が改ざんされていないことを証明するものです。①に定める一定期限内にタイムスタンプを付すことが求められています。

④解像度及び階調、大きさ情報の保存

保存文書は、解像度及び階調に関する情報、当該国税関係書類の大きさに関する情報を保存する必要があります。

⑤訂正・削除データが確認できること

保存文書は、訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができること、又は、訂正又は削除を行うことができない必要があります。

⑥入力者又は監督者の情報が確認できること

入力者又は監督者を特的出来るような役職名、所属部署名及び氏名などを確認できるようにする必要があります。

⑦国税関係帳簿との関連性が相互に確認できること

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

国税関係帳簿と国税関係書類の間に共通の伝票番号等を付し、その番号を指定すること等によって帳簿と書類間の関連性を確認できる必要があります。

⑧ディスプレイ等の備付けと整然・明瞭な出力
35センチメートル以上のカラーディスプレイ、カラープリンタ及びこれらの操作説明書を備え付け、整然・明瞭な出力ができる必要があります。

⑨日付、取引金額、取引先等を条件とした検索
国税関係書類は、取引年月日や取引金額、取引先等(任意の組み合わせを含む)を条件とする検索が可能であり、日付または金額に関して範囲を指定して条件を設定できる必要があります。

⑩電子計算機処理システムの操作説明書等の備付け
(1)①と同様の対応が必要になります。

(3)電子取引の取引情報

要件	根拠条文
①以下のいずれかを実施(訂正・削除が行われない措置) (i)タイムスタンプが付された後の情報の授受 (ii)一定期限内のタイムスタンプの付与 (iii)訂正・削除データが確認できること (iv)訂正及び削除の防止に関する規程の整備・運用	施行規則 4 条 1 項 施行規則 4 条 1 項 1 号 施行規則 4 条 1 項 2 号 施行規則 4 条 1 項 3 号 施行規則 4 条 1 項 4 号
②ディスプレイでの整然・明瞭な状態での速やかな出力	施行規則 4 条 1 項 (施行規則 2 条 2 項 2 号)
③日付、取引金額、取引先等を条件とした検索	施行規則 4 条 1 項 (施行規則 2 条 6 項 6 号)
④電子計算機処理システムの操作説明書等の備付け	施行規則 4 条 1 項 (施行規則 2 条 2 項 1 号)

電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいい、具体的には、いわゆる EDI 取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引、インターネット上のサイトを通じて取引情報を授受する取引などを言います。

① 訂正・削除が行われない措置

電子的記録の訂正・削除が行われないため、(i)電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後に取引情報の授受を行う、(ii)取引情報の授受後、タイムスタンプを一定期間内に付す、(iii)訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができること、又は、訂正又は削除を行うことができないこと、(iv)訂正及び削除の防止に関する規程の整備し、運用することのいずれかの措置を行う必要があります。

②ディスプレイでの整然・明瞭な状態での速やかな出力

③日付、取引金額、取引先等を条件とした検索

④電子計算機処理システムの操作説明書等の備付け

それぞれ、(1)②、(2)⑨、(1)①と同様の対応が必要になります。

電子取引の取引情報に関しては、後述の通り、経過措置が定められています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

3. 電子帳簿保存法の改正点

2021年改正電子帳簿保存法では、いくつかの改正が行われました。主な内容は以下の通りです。

(1) 国税関係帳簿(電子帳簿保存)

- ・税務署長の事前承認制度の廃止
- ・優良な電子帳簿¹に係る過少申告加算税の軽減措置が整備

(2) 国税関係書類(スキャナ保存)

- ・税務署長の事前承認制度の廃止
- ・適正事務処理要件(相互牽制等)の廃止
- ・入力期間の制限の緩和

(3) 電子取引の取引情報

- ・保存すべき電子データをプリントアウトして保存する方法の廃止(経過措置あり)
- ・電磁的記録に関する偽装等に係る重加算税の加算措置の整備

電子帳簿保存法の改正では、特に(3)の対応が困難であるといった企業からの意見があり、2023年12月31日までの電子取引については、納税地等の所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、その保存義務者が税務調査等の際にその電子データの出力書面の提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電子データをプリントアウトして保存をすることができることとする経過措置が講じられることになりました。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上

¹ 優良な電子帳簿の要件を満たした場合に適用されます。要件は本稿では割愛しております。